

カンボジア王国

国民・信仰・国王

3

労働職業訓練省

第 250 号 K.B/PK

プノンペン首都、2013年9月23日

民間人材派遣会社の監査に関する省令

労働職業訓練省大臣は、

- －カンボジア王国の憲法に基づき；
- －カンボジア王国の王国政府の任命に関する2008年9月25日付けの勅令第NS/RKT/0908/105に基づき；
- －閣僚評議会の組織及び機能に関する法律を公布した1994年7月20日付けの勅令第02/NS/94号に基づき；
- －労働職業訓練省の設置に関する法律を公布した2005年1月17日付けの勅令第NS/RKT/0105/003号に基づき；
- －労働職業訓練省の組織及び機能に関する2005年4月1日付けの政令第52号に基づき；
- －民間人材派遣会社を通じたカンボジア人労働者の海外派遣の管理に関する2011年8月11日付けの政令第190号に基づき；
- －省庁の必要性に応じて；

以下を決定する。

第 1 条：

労働職業訓練省は、カンボジア人労働者の海外派遣の管理に関連する法律及び各法令の適用の有効性を確保するため、民間人材派遣会社に対する監査を実施するものとする。

第 2 条：

労働職業訓練省は、法律及び各法令に従って、出発前のオリエンテーション研修センターを含む各民間人材派遣会社の場所において定時監査を実施するものとする。

第 3 条：

労働紛争、労働条件、病気、労働災害、労働者の労働権、又は法律、各法令違反の違法行為に関する報告又は異議を受け取る場合、労働職業訓練省は各案件ごとについて民間人材派遣会社及び出発前のオリエンテーション研修センターの特別監査を実施するものとする。

必要な場合、労働職業訓練省は又は関連管轄機関又は関連当局から協力を要請することができる。

刑事犯罪で有罪と発見した場合、労働職業訓練省は、関連管轄機関又は関連当局に事件を送付し、法的手続きに従って措置を講じるものとする。

第4条：

民間人材派遣会社に対して検査を行う担当官は、敷地、場所、建物、出発前のオリエンテーション研修センターを監査する権限を有し、民間人材派遣会社に対し、労働者管理に関する記簿、労働健康及び安全衛生に関する研修記録書、職員名簿、給与台帳、労働者の職業紹介サービス契約及び雇用契約、出発前のオリエンテーション研修センターの内部規定、民間人材派遣会社の就業規則等の重要書類の提示を求める権利を有する。

第5条：

各監査を実施する際に、法律及び法令の不遵守又は遵守に関する明確な監査議事録及び実施のための推奨事項の提案を有するものとする。監査議事録には、管轄の労働監督官と民間人材派遣会社の法定代理人が署名するものとする。

第6条：

法律及び各法令に従って正確に実施せず、過失があったものと発見した場合、監督官は、各案件について法的に措置を講じるために、明確に確認し、労働職業訓練省の上位に対し、助言を提案し、指導、警告又は許可の取り消しを行うものとする。

民間人材派遣会社は、現行の法律及び法令に違反していることが判明した場合、労働監督官は管轄機関又は関連管轄当局と協力して、法律に従って手続きを進行するものとする。

第7条：

官房局長、行政及び財務総局総局長、労働総局局長、教育職業訓練総局総局長、監察総監の総監察官、省庁下の各機関、及び民間人材派遣会社は、署名日から本省令を効率的に執行するものとする。

大臣

Vong Sot

配布先：

- 首相官房局
- 副首相官房局

翻訳についてのお問い合わせ先：GHR法律事務所 弁護士 内藤裕二郎 naito.yujiro@ghrs.law

- 閣僚評議会
- 外務国際協力省
- 内務省
- 経済財政省
- 各首都・州役所
“情報共有のため”
- 第13条の通り “執行のため”
- 文書管理。